

令和3年7月5日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて……	1
2	津久井やまゆり園の再生について……………	3
3	特別支援教育の推進について……………	5
4	インクルーシブ教育の推進について……………	10
5	多文化共生に向けた取組みについて……………	13

1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた令和3年度の取組みについて報告する。

(1) 取組みの方向性

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント「みんなあつまれ」の開催が困難となる中で、県のたよりやホームページ、SNSなどの様々な手法を活用しながら、普及に取り組んだ。
- ・ 憲章の認知度は、令和2年度の県民ニーズ調査において、前年度比7.2ポイント増の22.9%となったが、より多くの県民への普及を図るため、「ともに生きる社会かながわ推進週間」を皮切りに憲章策定日の10月14日までを取組の強化期間として、広報活動を実施していく。
- ・ 取組みに当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえるとともに、引き続き、着実な憲章の理念の普及を図るため、市町村、企業・団体、大学、県教育委員会と連携していく。

(2) 取組内容

ア 津久井やまゆり園事件の追悼

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、新たに開所する津久井やまゆり園で追悼式を実施するとともに、鎮魂のモニュメントでの献花を行う。

日時：令和3年7月20日（火）10時から11時50分まで

（7月26日（月）も献花は可能）

場所：津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良476）

内容：開会の辞、黙祷、追悼の辞、憲章の朗読、閉会の辞、鎮魂のモニュメントでの献花

イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」の普及活動

7月26日（月）から8月1日（日）までの推進週間に、県のたよりやポスター等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施する。

ウ 憲章の認知度向上に向けた継続的な広報活動

推進週間以降も、憲章策定日の10月14日までを憲章の認知度向上に向けた取組みの強化期間として、駅でのポスター掲示といった屋外広告に取り組むなど、継続的な広報活動を実施する。

エ 市町村との連携

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載等の取組みや庁舎でのパネル展示を県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、従業員等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 障がい理解のコンテンツを持っている企業・団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業・団体とのコラボグッズの製作・販売

カ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 憲章に関する講義の実施
- ・ 学生とのワークショップを通じた若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報の発信

キ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内全ての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む。）の実施
- ・ 小学生を対象とした、ソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」の活用による、子どもたちの「思いやりの心と親切」に係る意識の醸成を進める授業の実施

ク 若年層を主要なターゲットとした取組み

ロゴデザインを活用し、憲章の理念を動画とともにtwitter、Instagram等のSNSで配信することなどにより、若年層を含む多くの県民を対象に憲章の理念の更なる普及を図る。

2 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事

管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

令和 3 年 5 月 31 日竣工

令和 3 年 6 月 15 日引渡し

供用開始：令和 3 年 8 月 1 日

そ の 他：令和 3 年 7 月 4 日、新園舎で開所式を開催

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 7 月現在、居住棟の内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族の意向を伺いながら、制作を進めている。

(ア) コンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

(イ) デザイン

a 水鏡

- ・ 月に一度の月命日には、器は水で満たされ大きな水鏡となる。

- ・ 器の底面に「ともに生きる社会かながわ憲章」を彫り込む。
- ・ 水鏡のまわりから水が 19 本流れ落ちるデザインとする。

b その他

- ・ ベンチには県産石材（本小松石）を使用し、献花台のデザインや碑に記す文章については、ご遺族の意向を尊重しながら対応していく。

(ウ) 今後のスケジュール

令和3年7月中旬 整備完了予定

7月20日 津久井やまゆり事件の追悼式において鎮魂
のモニュメントでの献花

(2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

- ・ 移行に当たっては、平成29年から令和2年末まで行ってきた意思決定支援の結果を尊重し、現時点で考えられる移行先を、令和3年4月に利用者本人やご家族にお知らせした。
- ・ その段階での移行先の内訳は、津久井やまゆり園に44名、芹が谷やまゆり園に57名、その他グループホーム等に18名であった。
- ・ なお、利用者の中には両方の施設やグループホームを体験したいという方もおり、そういう方には引き続き移行の見極めを行っているため、8月の入所までに移行先が変更になることもあり得る。
- ・ 8月以降も、利用者一人ひとりが自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の取組みを継続していく予定である。

3 特別支援教育の推進について

県教育委員会では、本県における特別支援教育の推進を図るため、「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）の策定に取り組んでおり、令和3年3月に指針の素案を取りまとめた。

(1) 指針策定の背景

- ・ 県教育委員会では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進してきた。
- ・ さらに、この理念を踏まえ、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす、という基本的な考え方のもとで、インクルーシブ教育を推進している。
- ・ こうした取組みを進める中でも、障がいのある子どもたち一人ひとりに応じた指導・支援を行う特別支援教育については、対象となる子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化という状況を踏まえ、引き続き充実していく必要がある。
- ・ そこで、県教育委員会は、本県における特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的に、平成30年8月、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置した。その後、令和2年3月、同検討会から「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ」が県教育委員会に報告された。

(2) 指針策定の趣旨

- ・ 本指針は、県教育委員会が、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」及びこれまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

- ・ 県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。また、本指針の基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取り組みを進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。
- ・ 本指針は、今後の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びインクルーシブ教育の進展等を踏まえ、必要に応じて、県教育委員会が適時見直し、改定を行う。

(3) 指針素案の主な内容

ア 特別支援教育推進の方向性（めざす方向性）

- ・ 特別支援教育の充実がインクルーシブ教育の進展に資するために、就学前から高等学校までの学びの段階を通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場それぞれの更なる整備をめざす。
- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の間で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。
- ・ 就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等が連携し、個別の支援計画を作成し活用するなど、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

イ 施策の方向

(7) 特別支援学校の整備

- ・ 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくりとして、県立特別支援学校の整備等に取り組む。

- ・ インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める。併せて、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、地域的なバランスを踏まえながら、知的・肢体併置などの学部・教育部門の複数設置などを検討する。
- ・ 既存特別支援学校の増改築による、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大、分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備することで対応する。その中で、分教室については、指導・支援を充実させることができる、必要な教育環境の整備を進める。さらに、各地域における今後の児童・生徒数の推移や、インクルーシブ教育実践推進校の拡大等、多様な学びの場の整備状況等を踏まえ、地域間のバランスを考慮した適正配置を進めていく。
- ・ 計画的に老朽化対策工事を実施するとともに、時代に即した職業教育等の充実を図るための施設改修や厨房施設の改修工事を順次検討し、実施していく。

(イ) 医療的ケアの充実

- ・ 安全・安心な医療的ケアが進められるよう、ケアの内容に応じた看護師の配置の考え方を検討し、看護師の適切な配置等を進める。また、医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援について、医療・福祉等の各機関と連携し検討を進めるなど、県立特別支援学校における医療的ケアの充実を図る。
- ・ 県教育委員会は、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を継続し、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修の実施や、特別支援学校の看護師の市町村派遣など、各市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備の充実・改善を図る。

(ウ) 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケア」を除く）

- ・ 各県立特別支援学校の専門性向上のため、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等と連携した校内研修や、県立総合教育センター、大学教員等を積極的に活用した校内研究を推進する。また、市町村教育委員会と連携し、小・中学校における授業づくりや学級経営、学校全体での支援の充実等を推進する。
- ・ 県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校のセンター的機能の活用について、効果検証等の取組みを進め、各地域の実情に応じた、より効果的な活用の仕組みを構築する。
- ・ 県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校から小・中学校への居住地交流について実施状況等を把握する中で、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置く取組みや、逆に小・中学校に在籍する児童・生徒が、県立特別支援学校に副次的な籍を置く取組みについて検討を進め、実施につなげていく。
- ・ 県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、義務教育段階の就学相談・支援について、共通した課題の解決に向けた検討協議や、効果的な実践事例の収集等の取組みを進め、各市町村教育委員会の就学相談・支援の指標となるよう、基本的な考え方やモデルケース等を取りまとめたガイドラインを作成する。
- ・ 関係機関等の連携による切れ目ない支援体制の構築について、市町村における個別支援計画を有効に活用するなどの取組事例を収集し、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図る。

(4) 指針策定に向けた、今後の対応

県教育委員会は、今後、国が策定作業を進めている特別支援学校の設置基準が確定次第、既存の学校の対応方向も盛り込み、再整理した指針素案の「修正版」を9月

を目途に取りまとめる。そして、パブリックコメントを実施したうえで、12月には、指針を策定すべく取り組む。

4 インクルーシブ教育の推進について

(1) 神奈川県におけるインクルーシブ教育の推進

- 「インクルーシブ教育」は、国連が示した世界共通の教育目標である「万人のための教育」の実現に向けて提唱された目標であり、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障し、共に学ぶ環境を用意する取組みである。
- 神奈川県では、これまでも、すべての子どもたちを対象に、一人ひとりの「教育的ニーズ」に適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据える「支援教育」を推進してきたが、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズへの気づきが高まった一方で、共に学ぶ取組みが不十分であることが課題となっていた。
- そこで改めて、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組みとなるよう、インクルーシブ教育を推進している。

(2) 高等学校段階の取組み

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

インクルーシブ教育実践推進校（14校）

*パイロット校

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
伊勢原高等学校	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
足柄高等学校 *	開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町

高等学校	通学地域
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

イ 入学者の状況

令和2年度入学者選抜より14校で特別募集を実施し、令和3年度入学者選抜では、1校において志願者が定員を超えた。

- ・ 令和2年度特別募集入学者定員294人、受検者190人、合格190人
- ・ 令和3年度 〃 定員294人、受検者218人、合格215人

ウ 卒業生の進路状況

生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月及び令和3年3月の卒業生の進路状況は、進学(大学、短期大学、専門学校) 21.0%、職業訓練機関25.8%、就職37.1%、福祉サービス12.9%等となり、幅広い進路選択に結びついた。

(3) 課題

- ・ パイロット校の取組みが、卒業後の幅広い進路選択につながった実績を踏まえ、新たに指定した11校を含む14校で、インクルーシブ教育の実践をさらに推進する必要がある。
- ・ できるだけ多くの生徒に高校で学ぶ機会を拡大するため、実践推進校の入学者選抜の特別募集のあり方について段階的に見直し、中学生、保護者及び中学校の教員等の関係者に周知する必要がある。

(4) 令和3年度 of 取組み

ア 校内支援体制等の整備

インクルーシブ教育の推進のため、実践推進校各校に必要な教職員配置や、Ⅱ期で指定した実践推進校11校に施設設備の整備等を引き続き行うとともに、指導方法等についての各校の研究・実践による取組みの成果を共有する。

イ 特別募集の見直し

特別募集における課題の具体的な方策を検討するとともに、見

直しを図った項目について、「中学校・高等学校進路相談連絡会」やホームページなどを通じて中学生、保護者及び中学校の教員等に周知する。

(ア) 中高連携事業

志願する生徒の負担を軽減するため、次のとおりとする。

【新】令和4年度入学者選抜	【旧】令和3年度入学者選抜
インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（ <u>学校説明・授業見学</u> ）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者	<u>志願先のインクルーシブ教育実践推進校</u> が実施する中高連携事業（ <u>学校説明会・授業見学会・学校行事等見学会</u> ）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者

(イ) 2次募集の実施

令和4年度入学者選抜より、教育長が必要と認める場合に、「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」の2次募集を実施する。（新規）

5 多文化共生に向けた取組みについて

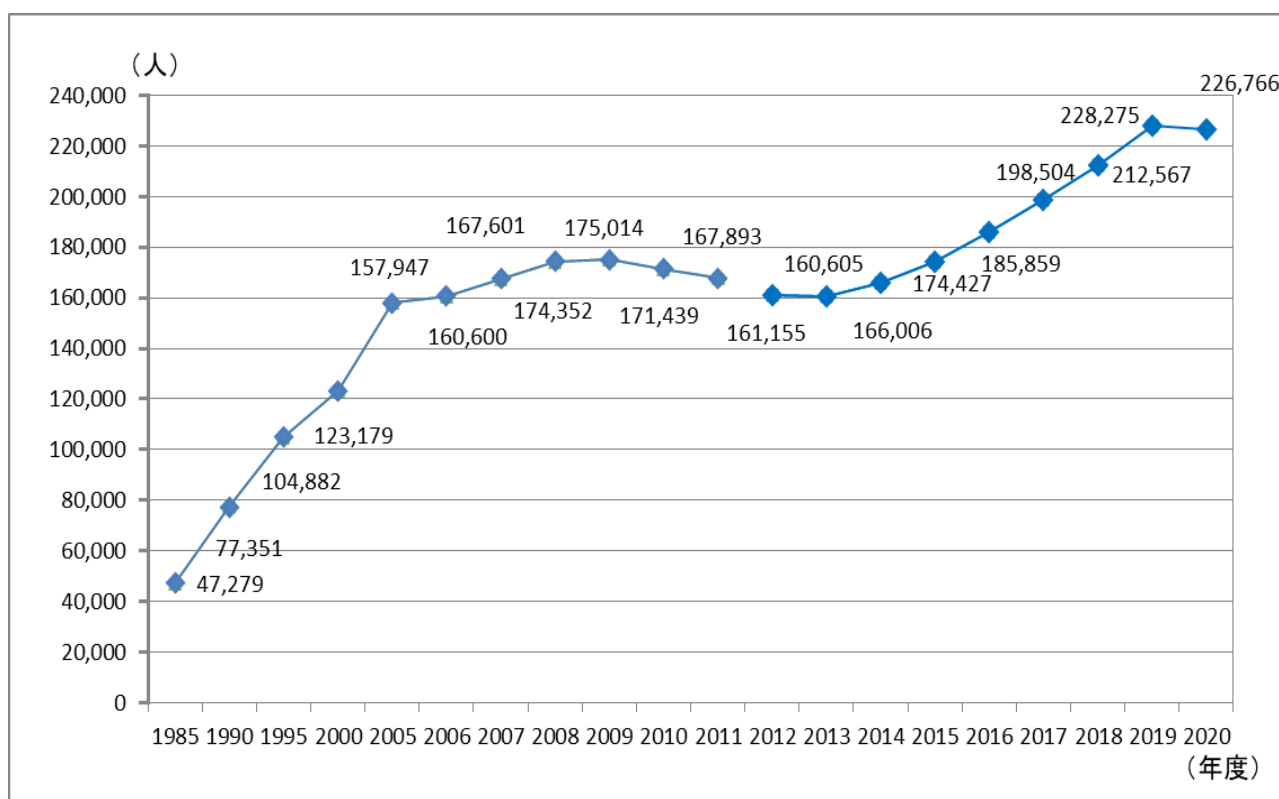
(1) 外国籍県民の現状

ア 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2021（令和3）年1月1日現在、226,766人で、県民の約41人に1人が外国籍県民であり、県民比率で2.45%を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が71,386人で全体の31.5%を占め、続いて、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順となっている。

■ 県内の外国籍県民数



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011（平成23）年以前のデータと単純に比較することはできない。

■国・地域別の状況

		2016年度 (2017.1.1)	2017年度 (2018.1.1)	2018年度 (2019.1.1)	2019年度 (2020.1.1)	2020年度 (2021.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	60,934	65,065	68,912	73,136	71,386
	構成比(%)	32.8	32.8	32.4	32.0	31.5
2位	国・地域	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国
	外国人数(人)	27,192	27,578	27,781	27,964	27,138
	構成比(%)	14.6	13.9	13.1	12.3	12.0
3位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	20,008	20,980	22,192	24,269	26,191
	構成比(%)	10.8	10.6	10.4	10.6	11.5
4位	国・地域	ベトナム	ベトナム	ベトナム	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	13,496	16,153	19,801	23,076	22,825
	構成比(%)	7.3	8.1	9.3	10.1	10.1
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	外国人数(人)	7,958	8,224	8,478	8,866	8,749
	構成比(%)	4.3	4.1	4.0	3.9	3.9

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013年度調査から別に集計している（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった）。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計している。

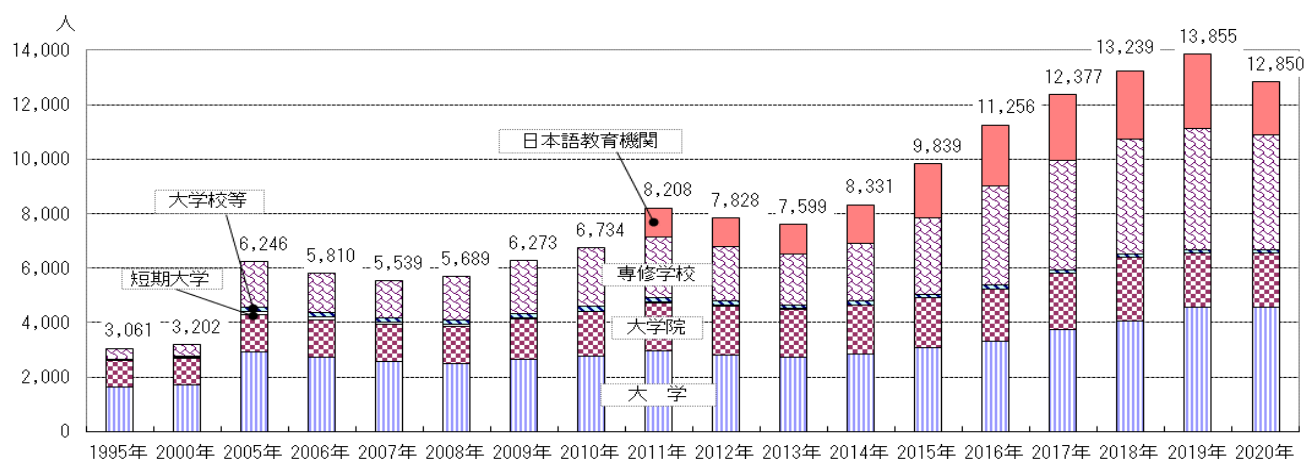
イ 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2020（令和2）年5月1日現在12,850人で、昨年度より1,005人減少している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて専修学校（専門課程）、大学院、日本語教育機関、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が5,990人で、1990（平成2）年以降第1位を維持する一方、近年、ベトナムが2014（平成26）年から第2位に、ネパールが2015（平成27）年から第3位になっている。

■ 県内の外国人留学生数



■ 出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移）

（単位：人）

	1990 (H2)	1995 (H7)	1997 (H9)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
1	中国 1,118	中国 1,379	中国 1,141	中国 1,683	中国 4,127	中国 3,599	中国 3,241
2	台湾 490	韓国 824	韓国 704	韓国 744	韓国 847	韓国 871	韓国 886
3	韓国 403	台湾 407	台湾 291	台湾 216	台湾 201	台湾 206	台湾 212
4	インドネシア 55	マレーシア 90	マレーシア 81	タイ 84	タイ 142	タイ 150	タイ 183
5	マレーシア 47	タイ 57	タイ 49	マレーシア 71	マレーシア 134	マレーシア 130	ベトナム 122
国(地域)数	46	66	71	72	87	90	88

	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
1	中国 3,125	中国 3,446	中国 3,792	中国 5,032	中国 4,718	中国 4,386	中国 4,173
2	韓国 1,028	韓国 1,125	韓国 1,153	韓国 1,294	韓国 1,173	韓国 1,007	ベトナム 910
3	タイ 247	タイ 261	台湾 279	タイ 261	台湾 224	ベトナム 314	韓国 886
4	台湾 223	台湾 248	タイ 256	台湾 216	タイ 201	タイ 244	ネパール 455
5	ベトナム 128	ベトナム 153	ベトナム 171	ネパール 183	ネパール 188	台湾 236	タイ 306
国(地域)数	87	91	94	101	100	108	110

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R02)
1	中国 4,514	中国 4,655	中国 5,171	中国 5,815	中国 6,044	中国 5,990
2	ベトナム 1,492	ベトナム 2,218	ベトナム 2,401	ベトナム 2,537	ベトナム 2,484	ベトナム 2,236
3	ネパール 835	ネパール 1,178	ネパール 1,291	ネパール 1,196	ネパール 1,367	ネパール 1,213
4	韓国 776	韓国 736	韓国 774	韓国 781	韓国 947	韓国 892
5	タイ 329	台湾 401	台湾 470	台湾 408	台湾 464	台湾 346
国(地域)数	115	116	120	127	121	113

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

(2) 多文化共生の取組み

ア かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、現在は、2017年（平成29）年3月に改訂した指針（第4版）に基づき、国際施策の推進に取り組んでいる。

【参考】：「かながわ国際施策推進指針（第4版）」の概要

1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」
「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

2 基本目標と施策の方向

基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

- 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- 施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実
- 施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- 施策の方向4 多文化理解の推進

基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

- 施策の方向5 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- 施策の方向6 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進
- 施策の方向7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした取組み
- 施策の方向8 外国人観光客の誘致促進
- 施策の方向9 「マグカル」の推進

基本目標3 グローバル人材などの育成

- 施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
- 施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成
- 施策の方向12 外国人材の育成・活用

基本目標4 非核・平和意識の普及

- 施策の方向13 非核・平和意識の普及

基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

- 施策の方向14 県民活動への支援や協働・連携
- 施策の方向15 基地対策の推進
- 施策の方向16 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

イ 多文化共生の取組みの状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」や基本目標3「グローバル人材などの育成」に沿って、着実に取組みを進めている。

本取組みのうち、主なものについて、令和2年度の実施状況を取りまとめた。

(ア) 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

a 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

(a) 外国籍県民等のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施

- ・日本語初心者の外国籍県民を対象に、専門家による日本語講座を実施するなど、地域における日本語教育の推進を図った。

(b) 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・「多言語支援センターかながわ」において、外国籍県民を支援する人材を育成するための研修を実施した。

(c) 外国籍県民等のための相談サービス、「多言語支援センターかながわ」の運営、情報提供の充実・促進

- ・「多言語支援センターかながわ」の運営体制を強化し、新型コロナウイルス感染症や医療・保健福祉・子育て支援などの生活に関する問合せに11言語で対応した。
- ・地球市民かながわプラザ、川崎県民センター及び県央地域県政総合センターにおいて、外国籍県民向けの一般相談、法律相談等を実施した。
- ・かながわ労働センター及び同センター県央支所において、外国人労働相談を実施した。

(d) 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催した。

(e) 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ヘイトスピーチをはじめとした外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、ラジオ広告等による啓発活動とともに、インターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施した。

- (f) 外国籍県民等への生活支援の充実
 - ・外国籍県民が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣による対面通訳や遠隔通訳を実施した。
 - ・外国人患者(外国籍県民及び外国人観光者)が急病に際し、症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、県内医療提供体制の充実を図ることを目的とした「外国人医療推進検討会議」を開催した。
 - ・救急医療機関で生じた在日外国人に係る前年度の未収金がある病院に対し、補助を実施した。
 - ・外国籍県民の福祉の向上を図るため、無年金者となっている外国籍県民等の高齢者及び障がい者に福祉給付金を支給する市町に対し、補助を実施した。
 - (g) 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大
 - ・外国人学校に通う子ども達に対して保護者の所得区分に応じて学費補助金を交付した。
 - ・県内の公立高等学校の入学選抜等を円滑に実施するため、「公立高校入学のためのガイドブック」(多言語版)の作成など、必要な広報や整備等を行った。
 - (h) 外国につながるのある子どもたちの教育の充実
 - ・外国につながる生徒が多く在籍する22校を支援校とし、多文化教育コーディネーターを派遣し、様々な背景を持つ生徒を支援した。
 - ・外国籍生徒等が在籍する県立高等学校に通訳を派遣して、生徒指導のための保護者との意思の疎通を図るとともに、在籍する外国籍生徒等とのコミュニケーションを支援した。
- b 施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実
- (a) 災害時における外国籍の方など向けの情報提供の推進
 - ・(公財)かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターの設置訓練を実施した。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、知事メッセージや感染症専用ダイヤル等の情報を多言語に翻訳して県ホームページで発信するとともに、外国人コミュニティへの情報提供を行った。

- (b) 災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施
 - ・災害通訳ボランティアを募集するとともに、災害時通訳ボランティア養成研修を実施した。
- c 施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
 - (a) 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営
 - ・生活や就職に係る相談対応や情報提供等を実施した。
 - (b) 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援
 - ・県内教育機関に向けて、出前講座などの支援を実施した。
 - (c) 卒業・修了後の地域社会への受入れ支援
 - ・外国人留学生の県内定着を図るため、合同会社説明会等の就職支援事業を実施した。
- d 施策の方向4 多文化理解の推進
 - (a) 地域における多文化理解の推進
 - ・展示学習・展示企画・映像ホール・交流交歓学習・地球市民学習事業などを実施した。
 - (b) 学校教育における多文化理解の推進
 - ・小中学校の国際教室担当教員、帰国児童・生徒教育担当教員、各市町村の担当指導主事向けに帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会を実施した。
 - ・ネイティブスピーカーの外国語指導助手を県立高等学校及び県立中等教育学校に配置し、外国人による実践的なコミュニケーション指導を行った。
 - ・教員を対象として、国際教育や日本語指導法といった多文化理解につながる研修及び英語力向上に係る研修を実施した。
- (イ) 基本目標3 グローバル人材などの育成
 - a 施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
 - (a) 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実
 - ・「かながわ国際ファンクラブ」の会員やサポート会員からいただく情報や県主催のイベント等について、会員宛てのメールマガジンやフェイスブック、県ホームページで情報発信した。

- (b) 友好交流先との国際交流の推進
 - ・令和元年7月から令和2年7月まで韓国・京畿道から交流職員を受入れた。
 - ・中国・遼寧省や韓国・京畿道とオンライン会議を開催したほか、ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州とオンラインイベントを実施した。
- b 施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成
 - (a) 国際バカロレア認定校設置に向けた環境整備を実施
 - ・国際バカロレア教員養成のため、国際バカロレア機構が主催するワークショップに6名を派遣した。
 - (b) 国際化に対応した教育の推進
 - ・教育の国際化のために必要な教職員を雇用している私立小・中・中等教育・高等学校に対し、雇用経費の一部の補助を実施した。
 - ・神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州への県内の高校生の教育特使としての派遣は新型コロナウイルス感染症のため中止したが、令和元年度に選考した10名のうち、卒業生を除く6名を対象にオンライン交流を行った。
 - (c) 外国籍県民等のスキルアップ
 - ・外国籍県民向け介護職員初任者研修を実施し、資格取得支援等を行った。また、外国籍県民の介護職やその雇用主を対象としたセミナーを開催した。
- c 施策の方向12 外国人人材の育成・活用
 - (a) 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進
 - ・EPA外国人看護師候補者受入施設に対し、研修支援体制の充実のため研修指導者経費等及び候補者の日本語能力向上のための学習に係る経費の補助を実施した。
 - ・EPA外国人介護福祉士候補者受入施設に対し、学習及び学習環境の整備に要する経費の補助を実施した。
 - (b) 県立産業技術短期大学校への留学生としての外国人人材の受入れ
 - ・専門相談機関等と連携し、留学生の生活支援を行うとともに、非常勤講師が日本語教育や実習時のサポート等を行い、留学生が円滑に訓練受講できる体制を整備した。令和3年度入校の留学生10名の定員に対し、10名入校した。